

諮問番号：諮問第3号

答申番号：答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の意見は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

① 審査請求人の主張の要旨

本件処分のうち、自動車税のグリーン化税制の適用により重課された部分の取消しを求める。

自動車は使用状況により環境への影響は異なるので、新車新規登録後13年が経過した自動車に対して一律に重課することは理解できない。

② 審査庁の主張の要旨

審理員意見書に記載のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

① 本件処分に係る本件自動車は、平成元年2月に新車新規登録を受けたガソリン車であり、条例付則第9条の3第1項第1号に規定する「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録を受けたもの」に該当することから、自動車税のグリーン化税制の適用により重課されるものであり、この点について何ら違法又は不当な点はない。

② 審査請求人が主張しているとおり、確かに、自動車税のグリーン化税制の趣旨からすれば、実質的に環境に与える負荷の度合いにより対象車及び軽減幅、重課幅を決めるべきであり、その環境負荷は、当該自動車の排出ガス性能又は燃費性能、走行距離を基に求められるものである。しかし、自動車一台一台についてその排出ガス性能や走行距離などを個別に判断することは実務上困難であることから、重課を行う基準としては、個別の自動車の排出ガス性能や走行距離の状況のいかんにかかわらず、車齢

が外形的基準として最も適当であると考えられたため、これを一律に採用することとされたものである。したがって、本件処分の取消しを求める審査請求人の主張は、認めることができない。

- ③ そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年10月28日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

租税法の定立については、立法府の政策的、技術的な判断に委ねられており、明白に違憲であるなどその効力を否定すべき特段の事情がない限り、行政庁は法律の定めるところにより税額を賦課徴収しなければならない。

そこで本件についてみると、自動車税に係る制度は、地方税法（昭和25年法律第226号）の枠内で福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）により定められているが、これらの規定の効力を否定すべき特段の事情はなく、処分庁は、同法及び同条例の定めるところに従い本件処分を行っていることが認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

したがって、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会

委員 岡 本 博 志

委員 倉 員 央 幸

委員 塩 田 裕美子